

(案)

給食調理業務に係る調理用設備及び備品の賃貸借に関する覚書

奈良市（以下「発注者」という。）と 以下「受注者」という。）とは、令和 年 月 日に締結した奈良市立神功こども園給食調理業務委託契約書（以下「本契約書」という。）第5条に基づき、受注者が給食調理委託業務の処理に用いる調理用設備及び備品（以下「設備等」という。）の賃貸借について、次のとおり覚書を締結する。

（貸付物件）

第1条 発注者は、発注者が所有する別表1に記載の設備等（以下「貸付物件」という。）を、現状有姿で受注者に貸し付ける。

（借用証書の提出）

第2条 受注者は、発注者に対し、本覚書締結後速やかに、貸付物件について、発注者が指定する書式による借用証書を提出しなければならない。

（用途の指定）

第3条 受注者は、貸付物件を、発注者から委託を受けた奈良市立神功こども園給食調理業務の処理のために使用するものとし、それ以外の用途に供してはならない。

（管理）

第4条 受注者は、常に善良な管理者の注意をもって貸付物件の維持管理を行わなければならない。

（修理）

第5条 受注者は、貸付物件について、修理等の必要が生じたときは、発注者に申し出ることとし、発注者がその必要性を認めたときは、発注者の負担により修理等を行うものとする。ただし、受注者の責に帰する原因による場合は、発注者の許可を得て受注者の負担により、修理等を行うものとする。

（損害賠償）

第6条 受注者は、故意又は過失により貸付物件を滅失又は損傷させたときは、受注者の責任と負担により、その損害を賠償するものとする。

（事故報告）

第7条 受注者は、貸付物件の使用に当たり、事故が発生した場合には、速やかに発注者に報告しなければならない。

（調査協力）

第8条 発注者は、必要に応じて貸付物件の管理状況を調査することができる。この場合において、受注者は、発注者による調査に協力しなければならない。

（貸付期間）

第9条 貸付物件の貸付期間は、令和9年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(返還)

第10条 受注者は、本覚書又は本契約書が終了した場合には、発注者の指示に従い、受注者の費用をもって貸付物件を発注者に返還しなければならない。ただし、貸付物件の貸付期間が満了した場合において、発注者と受注者の協議により、受注者が引き続き貸付物件の貸与を受けることを定めたときは、この限りではない。

(協議)

第11条 本覚書に定めのない事項及び本覚書に関して疑義があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

覚書締結の証として、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長 仲 川 元 庸

受注者

別表 1

品名	数量	仕様
冷凍冷蔵庫	1	ホシザキ HRF-75ZT
食器消毒保管庫	1	中西製作所 MCW-40-e
移動台	2	マルゼン BMW-096N
調理台	1	マルゼン MWD-097X
調理台	2	マルゼン MHD-187X
調理台	1	マルゼン MHD-157X
3 槽シンク	2	マルゼン MS3-187X
2 槽シンク	1	マルゼン MS2-157X
ガス回転釜	1	HATTORI GHS-30
スーパージャンボバーナー	2	マルゼン MG-12J
ガスコンロ台	1	マルゼン BWG-127
ガス炊飯器	2	リンナイ RR-50S2
ガスコンロ台	1	マルゼン BWG-156
2 口ガスコンロ	1	マルゼン M-822E
ガスコンロ台	1	マルゼン BWG-097
スチームコンベクションオーブン (LP ガス用)	1	マルゼン SSCG-C10SC
スチコン架台	1	マルゼン SSC-10CST
食器洗浄機	1	ホシザキ JWE-580UB
水切台	1	マルゼン BSW-066
包丁まな板殺菌庫	1	マルゼン MCFT-096 B
調理室内用ワゴン	4	T K G HKC-48/5-1008-0301
配膳棚	1	マルゼン BHD-187N、SPT50-18L
配膳用ワゴン	4	T K G HKC-49/5-1008-0401
冷凍冷蔵庫	1	パナソニック SRR-K1881C2
パンラック	1	マルゼン BPR-126
ライスタンク	1	KomeLux RC-377
食器棚	1	マルゼン MDS-156X